

在職者による不正取引への関与

ケース3
IDF コミュニティ 2007

内部監査による問題の発覚

内部監査室が経理部門へ行なう定期監査において、（経理部予算監査部門からの問題点報告を受け、精査した結果）調達部門C課の会計情報に不自然なものがあることが分かった。

- ①購買システムは支払い内容を個人で登録
- ②登録内容を印刷して承認に回す
- ③経理は承認印の付いている書類の支払いを行なう



内部監査による問題の発覚

問題点

1. 今回発見したものは予算外の50万の小額ではあるが、明らかに用途が調達部門C課には関連しない（PCなどIT機器の発注は調達部門F課の分担）支払い依頼が発生している。
2. この発注はD課長により行なわれている。彼は調達業務を行なう人物で、業者の選定など業務における裁量権を実質的に持つ人物。

内部監査による問題の発覚

3. 四半期内会計情報だけでも、数名の監査室メンバーで確認が出来、D課長に係わる発注の30件のうち、2-3件の不自然な事例を発見した。支払先が個人商店や個人で、D課長以外でこれら業者を使用している従業員は、確認した範囲では誰もいなかった。業者の登録自体も、D課長が行なっている。これらは申請の承認印（起票者はD課長、承認者はその上司）はあるものの、正しいものであるのか判断が難しい。

内部監査による調査方針

四半期の問題の2-3件の申請の承認者は2名、D課長の上司のX支店長及び金額によっては本社部長印もある。この3名が登場している。

架空発注などの不正行為なのか？
全員が問題に係わっているのか？
それとも単独の問題なのか？
もし不正行為の場合は、いつから行なわれているのか？

内部監査による調査方針

内部監査室による購買システムのデータベースを調査・監査実施した。



データベース調査結果

専用ツールでの調査により過去4年間に
渡り、62回の問題点が洗い出された。1
件の額が1000万円に近いものもあり、総
額1億円を超えていた。

1. 支店や、部門を異動しているD課長に関する問題であり、X支店長及び本社部長の関係は無いと判断した。
2. 支店・部門が異なるにもかかわらず、同じ不自然な発注記述（数字に端数が少ない）と発注先（違う勘定科目で同じベンダー、会社の登録情報にない品目の発注）があることが分かった。

データベース調査結果

3. 1. 2. の結果によりD課長の単独犯行である可能性が高いと判断し、裏づけ調査に入る。
4. 人事部に確認したところ、D課長には借金の問題があり、過去、町金業者より取立ての電話や会社への訪問が有り、嚴重注意処分となったことがあった。

これらの情報を危機管理部門へ報告した結果、D課長の行動を確認するために専門業者によるコンピュータフォレンジックの調査を行なうこととした。

端末PCのコンピュータ フォレンジック調査

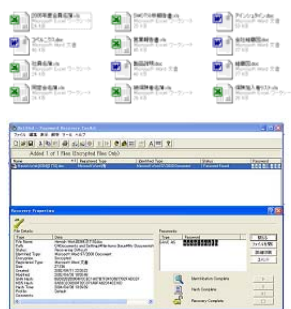
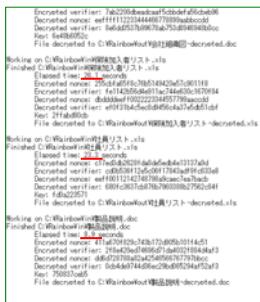
1. まず、D課長の上司の支店長に面談したところ、問題の申請書には覚えが無く、やはり偽造された承認印を用いたものであった。
2. D課長のPCを夜間帰宅後に保全取得を行い、データの消去を防ぎ、調査を行なった。セキュリティを解除するために情報管理部門へ協力を仰いだ。



端末PCのコンピュータ フォレンジック調査

3. D課長のPC内に、パスワードが掛かったExcelファイルがあり、更新日が最近行なわれた不正発注の日付と同じであった。パスワードを解析ツールを用いて解読し、内容を確認したところ、過去行なわれていた不正行為の帳簿の一部であると判断できる内容であった。
4. さらにLinkファイルには外部USBメモリーに保存されている、Excelファイルの存在を示す情報があった。（3. ファイルと名前がほぼ同じもの）

パスワード解析



パスワードを掛けられているデータの即時解析、閲覧が出来る。

ネットワークログなど関連調査

社内セキュリティシステムの情報も、併せて調査を行なった

1. D課長のPC内より、不正取引の支払先の企業へのアクセスの痕跡が確認できた。
2. 社内のメールを使用して、不正支払い先へ連絡していることも判明した。
3. なりすましなどが無いかの確認も、ネットワークへのログオンのログと、入退出記録と照らし合わせた結果、矛盾がないことを確認した。

調査結果

1. 調査結果を基に、D課長に事情を聞いたところ、言い逃れが聞かないと思ったのか、不正発注の内容に関しては全面的に認めた。内容に関しても調査した結果とほぼ合致していた。
2. 借金返済のために不正行為を思いついた、とのこと。
3. 購買システムへの登録は自ら行い、捺印は判子を偽造して行っていた。

13

調査結果

4. 振込先はインターネットで購入した架空口座であった。
5. 過去4年間、60数回と不正行為をやる内に、最終的に偽装の内容が杜撰となり、発覚に至った。
6. D氏は、横領事件として刑事告訴は免れたものの懲戒免職となった。

14